

お知らせ

当局管内高崎支局において、下記区域について不動産登記法第14条第1項に規定する地図作成事業が実施されましたが、この成果に基づき登記記録の内容が改められる場合がありますので、登記の申請又は登記事項証明書若しくは登記事項要約書の請求の際にはご注意ください。

なお、ご不明な点につきましては、高崎支局までお問合せください。

【不動産登記法第14条第1項地図作成事業】

庁名	地番区域	地番	提出日
高崎支局	高崎市飯塚町の一部地域	441番13から3032番2までの一部	令和8年3月9日